

小牧市完全週休2日制工事試行要領

〔令和2年7月13日〕
〔2小契第306号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（公共建築工事費積算基準を適用する工事を除く。）において、建設業における若手の技術者及び女性技術者の確保及び育成並びに企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識の向上を図るため、建設業における完全週休2日制工事の普及に向けた取組の試行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届の提出日をいう。以下同じ。）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

ア 契約締結日の翌日から施工を開始する日までの期間（現場事務所等の設置、測量その他の工事の準備に要する期間を含む。）

イ 施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間（工事の後片付けに要する期間を含む。）

ウ 受注者が定める夏季休業の期間（3日間を限度とする。）

エ 受注者が定める冬季休業の期間（6日間を限度とする。）

オ 工場製作のみの期間

カ 工事事故等による不稼働期間

キ 天災等の突発的な事情による対応期間

(2) 休工日 安全点検、巡視等を除き、現場作業（現場事務所での事務を含む。以下同じ。）を一切行わない日をいう。

(3) 完全週休2日制工事 対象期間において、次に掲げる日を休工日とし、労働者の休日を確保するよう取り組む工事をいう。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(対象工事)

第3条 完全週休2日制工事の対象となる工事は、次の各号のいずれにも

該当する工事のうち市が指定するもの（以下「発注者指定型工事」という。）とする。

- (1) 現場条件等により工期の延期が生じかねない不確定な要素又は数量が増減する要素が少なく、完全週休2日制工事の実施が可能な工事
- (2) 設計金額が2,000万円以上の工事
- (3) 工程が現場の条件に大きく制約されない工事
- (4) 緊急を要しない工事

（確認及び協力）

第4条 監督職員及び受注者は、次に掲げる事項を確認し、及び協力しなければならない。

- (1) 受注者が小牧市土木工事監督要領（平成20年1月16日19小総第796号。以下「監督要領」という。）第9条に規定する工事施工計画書を市に提出するに当たり、休工日の取得計画がわかるように実施工程表を作成し、監督要領第17条に規定する工事打合簿（以下「工事打合簿」という。）に添えて市に提出することによる監督職員の確認
- (2) 受注者が毎月5日までに、当該月の前月分の完全週休2日制工事の実施状況（非対象期間の明示を含む。）をカレンダー形式で作成し、工事打合簿に添えて市に提出することによる監督職員の確認
- (3) 市が実施する完全週休2日制工事に係るアンケート調査又はヒアリング調査への協力

（工事成績評定）

第5条 完全週休2日制工事は、対象期間の全ての週（以下「対象の週」という。）に対する土曜日及び日曜日を休工日とした週（以下「休工の週」という。）の割合（以下「完全週休2日取得率」という。）が90パーセント以上の場合には、小牧市建設工事成績評定要領（平成20年1月16日19小総第852号）第6条の表6の項において評価するものとする。

2 完全週休2日取得率の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 日曜日から土曜日までを1週間として算定する。
- (2) 対象の週のうち、非対象期間が土曜日又は日曜日のいずれかを含む週は、0.5週間として算定する。
- (3) 休日を休工日とした場合は、1日当たり0.5週間分として休工の

週に加算する。

- (4) 地域住民の要望等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、当該作業日の属する週において振替の休工日を取得した場合は、当該作業日を休工日とみなす。ただし、降雨、積雪その他悪天候により土曜日又は日曜日に作業を行い、振替の休工日を取得した場合を除く。

(取組証の発行)

第6条 市は、完全週休2日制工事を評価したときは、工事目的物の引き渡し後、受注者に完全週休2日制工事取組証（別記様式）を発行するものとする。

(費用の計上等)

第7条 市は、発注者指定型工事に係る費用の計上に当たっては、当初設計から、別表経費の欄に掲げる経費に応じ、同表補正係数の欄に掲げる係数を乗じた経費の補正を行うものとする。契約締結日の翌日から工事完了日までの期間の変更設計についても、同様とする。

- 2 発注者指定型工事において、対象期間の全日数に対する休工日の日数の割合が28.5パーセント未満となった場合にあっては、最終設計額から前項に規定する補正分の経費を減額した変更契約をするものとする。

(工事名)

第8条 市は、発注者指定型工事の名称の末尾を「（完全週休2日制工事）」とするものとする。

(特記仕様書及び入札公告)

第9条 市は、発注者指定型工事に係る特記仕様書及び入札公告に、当該工事がこの要領に基づく完全週休2日制工事の対象工事である旨を記載するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月13日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知をする工事（入札公告又は指名通知によらないものにあっては、新規に契約する工事）から適用する。

別表（第7条関係）

経費	補正係数
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

備考

- 1 労務費について、労務費分が明らかとなっていない市場単価は、補正の対象としない。
- 2 現場作業を伴わない工場製作に係る費用は、補正の対象としない。

別記様式（第6条関係）

		第 号
		年 月 日
(宛先)	様	
		小牧市長
		印
完全週休2日制工事取組証		
工事名		
路線等の名称		
工事場所		
工 期	着手 完了	年 月 日 年 月 日
契約金額	円	
契約締結年月日	年 月 日	
本工事の業種		
完全週休2日取得率		
備考		
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		